

関自監貨第327号の2  
関自保第196号の2  
令和2年11月27日

一般社団法人東京都トラック協会長 殿

関東運輸局長

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等  
について」の一部改正について

標記について、別添のとおり通達があったので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

## 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>自 貨 第 1 0 4 号 自 環 第 2 4 5 号 平成 8 年 1 1 月 1 日 一部改正 平成 1 4 年 1 月 1 7 日 一部改正 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 一部改正 平成 1 9 年 5 月 1 日 一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日 一部改正 平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 一部改正 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 一部改正 平成 2 5 年 9 月 1 7 日 一部改正 令和 元 年 1 0 月 3 1 日 <u>一部改正 令和 2 年 1 1 月 1 8 日</u></p>	<p>自 貨 第 1 0 4 号 自 環 第 2 4 5 号 平成 8 年 1 1 月 1 日 一部改正 平成 1 4 年 1 月 1 7 日 一部改正 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 一部改正 平成 1 9 年 5 月 1 日 一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日 一部改正 平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 一部改正 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 一部改正 平成 2 5 年 9 月 1 7 日 一部改正 令和 元 年 1 0 月 3 1 日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>
<p>自 動 車 交 通 局 長</p>	<p>自 動 車 交 通 局 長</p>
<p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等 について</p>	<p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等 について</p>
<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 2 0 条の 規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によ ることとされたい。</p>	<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 2 0 条の 規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によ ることとされたい。</p>
<p>1（略）</p>	<p>1（略）</p>
<p>2 運行管理者資格者証の返納命令処分 （1）資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管 理者資格者証の返納を命ずるものとする。 （ア）事業用自動車運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車運転し た行為をいう。）において、<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨 害運転、無免許運転、酒気帯び運転又は大型自動車等無資格運転</u>を行った場合 （イ）（略） （2）法第 1 8 条第 1 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第</p>	<p>2 運行管理者資格者証の返納命令処分 （1）資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管 理者資格者証の返納を命ずるものとする。 （ア）事業用自動車運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車運転し た行為をいう。）において、<u>酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無 免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反</u>を行った場合 （イ）（略） （2）法第 1 8 条第 1 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第</p>

22号。以下「安全規則」という。)第18条第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。以下同じ。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があった場合

(3) 安全規則第18条第3項の規定に基づき選任されている者(以下「補助者」という。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(4)～(7)略

3(略)

附則(略)

附則(令和2年1月18日付け国自安第129号、国自貨第64号)

- 1 この通達は、令和2年1月27日から施行する。
- 2 令和2年1月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

22号。以下「安全規則」という。)第18条第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。以下同じ。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があった場合

(3) 安全規則第18条第3項の規定に基づき選任されている者(以下「補助者」という。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

(4)～(7)略

3(略)

附則(略)

(新規)